

全 L 協保安・業務 G 3 第 15 号  
令和 3 年 4 月 23 日

正会員各位

(一社) 全国 LP ガス協会

液石法施行規則及び機能性基準の運用についての一部改正に対する  
意見募集について  
(お知らせ)

標記につきまして、経済産業省のホームページに掲載されましたので、お知らせいたします。

つきましては、本改正にご意見がある場合は、同ホームページの意見提出フォームによりご提出（令和 3 年 5 月 21 日締切）をいただくとともに、当協会にもその内容をご送付くださいますようお願いいたします。

なお、詳細については下記 URL よりご確認くださいますようお願いいたします。

○ 経済産業省ホームページ掲載アドレス

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595121041&Mode=0>

○ 主な概要

近年の大雨等による水害の多発化・激甚化、及びそれに伴う容器流出の発生を踏まえ、消費先に設置されている充てん容器に対して、流出防止措置を講ずることを液石法規則に新たに規定するもの。

流出防止措置とは、これまで「LP ガス設備設置基準及び取扱要領（KHK S 0738）（通称：青本）」等において推奨されてきたものとほぼ同様で、20 kg 容器等を消費先に設置する場合は、ベルト・鎖等をプロテクターに通す、50 kg 容器にあっては、二重掛けを行うことなどの措置をいう。

なお、流出防止措置を講ずる対象地域については、洪水浸水想定区域（想定最大規模）等において、1 m 以上の浸水が想定されている地域とする。

【参考】洪水浸水想定区域（想定最大規模）等の確認はハザードマップポータルサイト等より確認可能

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

以上  
発信手段：Eメール  
担当：保安・業務グループ：高木、瀬谷、橋本